

大阪府福祉のまちづくり条例 改正の概要について

大阪府では、全国に先駆けて、平成4年10月に大阪府福祉のまちづくり条例（以下、「福祉のまちづくり条例」）を独自に制定し、これまで福祉のまちづくりの施策を進めてきましたが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」）との関係を整理し、バリアフリー法に基づく条例として一部改正します。（平成21年10月1日施行）

(1) 対象施設の改正ポイント

～ 対象施設（建築物）の用途区分をバリアフリー法と整合させ、わかりやすく！

幅広い用途の建築物に対し、基準への適合義務を課します（建築確認申請時に審査）。

また、適合義務対象外となる用途・規模の建築物は、従前どおり事前協議手続きを必要とします。

表1：改正福祉のまちづくり条例の対象施設（建築物） ※下線部は、新たに義務化した用途

用途区分	義務のかかる規模 (建築確認申請) (a)	事前協議が必要な規模 (市町村協議) (b)
学校	すべて (集会場は最大室 200㎡以上のものに 限る。)	/
病院又は診療所		
集会場又は公会堂		
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
博物館、美術館又は図書館		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
公衆便所		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
飲食店	/	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（自動車修理工場に限る。）		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500㎡以上	/
展示場		
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	床面積の合計 1,000㎡以上	/
ホテル又は旅館		
体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場		
公衆浴場		
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 2,000㎡以上又は住戸の数 50以上	/
共同住宅又は寄宿舎		
公共用歩廊	床面積の合計 2,000㎡以上	/
火葬場		
神社、寺院、教会	/	すべて
事務所		床面積の合計 300㎡以上
ダンスホール		床面積の合計 500㎡以上
工場（自動車修理工場を除く。）		床面積の合計 1,000㎡以上
		床面積の合計 3,000㎡以上

(2) 工事種別ごとの条例適用のポイント

～ 「新築・増築・改築・用途変更」の際に基準への適合義務がかかります。

バリアフリー法および福祉のまちづくり条例によって、基準への適合義務が求められるのは、「新築・増築・改築又は用途変更」のときです。

増築等においては、既存部分であっても原則、当該増築部分から道等への経路のバリアフリー化も必要となります。

(3) 基準の改正ポイント

～ 基準もバリアフリー法と整合させ、わかりやすく！チェックリストも1つになります！

バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準に基づいた基準へと整理し、法律や条例ごとに存在していた基準の相違も整合させるとともに、府独自の基準を追加します（下記に紹介する基準は例示です。基準の詳しい規定は条例本文をご確認ください）。

① 新たに義務化する基準（今まで努力義務だった基準を義務化）

- ・床面積の合計 1,000㎡以上の建築物に必要なもの（一部用途除く）：便所内のベビーチェア、ベビーベッド等の設置
- ・床面積の合計 5,000㎡以上の建築物に必要なもの（一部用途除く）：授乳及びおむつ交換のできる場所の設置
- ・床面積の合計 10,000㎡以上の建築物に必要なもの：オストメイト対応便所内の介護ベッド、温水設備、棚、衣服掛けのフック等
- ・対象となる建築物には、面積に関係なく必要なもの：視覚障がい者用誘導ブロック、案内標識、車いす使用者用駐車施設、オストメイト対応便所

② 強化する基準

- ・エレベーター等*の設置義務の規模を、床面積の合計 2,000㎡以上から 500㎡以上に引き下げます。

（※注 階をわたる移動手段として、エレベーター、傾斜路又は階段昇降機の設置が必要となります。）

(4) 手続きに関する改正ポイント

～ 手続きの重複をなくし、簡素化を図ります！

① 基準への適合義務が課されるもの（表1(a)欄参照）

建築基準法に基づく建築確認申請において、審査を行います。

なお、これまで重複して求めていた福祉のまちづくり条例の事前協議は廃止します。

② 福祉のまちづくり条例の事前協議手続きが必要なもの（表1(b)欄参照）

表1(b)欄の用途・規模の建築物については、改正後も、市町村との事前協議及び工事完了届の手続きが引き続き必要となります。

(5) 経過措置のポイント

～ 10月1日から改正条例適用です。着工、事前協議のタイミングにご注意ください！

① 基準への適合義務が課されるもの（表1(a)欄参照）

平成21年10月1日の時点で工事中のものには、改正前の条例が適用されます。

なお、建築確認申請を行い、確認済証が交付されていても、平成21年10月1日時点で着工していないものは、改正条例の基準が適用となります。

また、昇降機については、建築物の着工をもって昇降機の着工とみなします。

改正条例の規定の適用関係を整理すると、右記のとおり。

② 福祉のまちづくり条例の事前協議手続きが必要なもの（表1(b)欄参照）

平成21年10月1日の時点までに事前協議を開始しているものについては、改正前の条例に基づき、工事完了届を届け出る必要があります。

なお、表1(a)に該当するものについては、事前協議の開始の時期にかかわらず、上記(5)①の取り扱いとなります。

【参考】福祉のまちづくり条例改正に伴う経過措置について

経過措置	10/1(新条例施行)	条例の適用	備考
①	○●□	旧条例	*A
②	○●□	旧条例	*B
③	○●□	新条例	
④	○●□	新条例	
⑤	○●□	新条例	
⑥	○●□	新条例	

- ①：経過措置により、旧条例適用となる。完了検査も旧条例が適用される。
- ②：経過措置により、旧条例適用となる。完了検査も旧条例が適用される。*A
- ③：新条例が適用される。*B
- ④：新条例が適用される。
- ⑤：新条例が適用される。（計画変更は、新条例の規定による審査）
- ⑥：新条例が適用される。

*A：計画変更の内容について事前に特定行政庁又は指定確認検査機関と協議を行ってください。
*B：建築確認申請の内容が新条例に適合していない場合は、計画変更が必要となります。

(6) 問い合わせ先

～ 福祉のまちづくり条例改正に関するお問い合わせは下記まで

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 福祉タウン推進グループ

住所：大阪市中央区大手前2丁目

電話：06-6944-9332 / FAX：06-6941-1586 / メール：kenchikushido-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

HP：http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html

【参考】 基準適合義務対象施設の規模と基準適用に関する早見表

条例の対象となる建築物の規模および面積要件のある基準の関係について整理すると、下表のとおりとなります。
 (※各基準の詳しい規定および面積要件のない基準については、条例本文を確認してください。)

	用途区分	対象となる建築物の規模	エレベーター等の設置が必要な規模	ベビーベッド・ベビーチェアの設置が必要な規模	授乳場所の設置が必要な規模	オストメイト対応便所へ介護ベッド等の設置が必要な規模
基準への適合義務がかかるもの	学校	すべて (集会場は最大室 200 m ² 以上のものに限る。)	床面積の合計 500 m ² 以上			床面積の合計 10,000 m ² 以上
	病院又は診療所					
	集会場又は公会堂			床面積の合計 1,000 m ² 以上	床面積の合計 5,000 m ² 以上	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署					
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの					
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
	博物館、美術館又は図書館			床面積の合計 1,000 m ² 以上	床面積の合計 5,000 m ² 以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの					
	公衆便所			床面積の合計 1,000 m ² 以上		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 200 m ² 以上				
	飲食店					
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
	工場（自動車修理工場に限る。）					
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500 m ² 以上				
	展示場					
	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）					
	ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000 m ² 以上	床面積の合計 1,000 m ² 以上			
	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場					
	公衆浴場					
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの					
共同住宅又は寄宿舎	床面積の合計 2,000 m ² 以上 又は 50 戸以上	床面積の合計 2,000 m ² 以上 又は、床面積の合計 500 m ² 以上かつ 50 戸以上				
公共用歩廊	床面積の合計 2,000 m ² 以上	床面積の合計 2,000 m ² 以上				

※ 上記表における面積は、いずれも「床面積の合計」を示します。